

Tax

Issue P371 – 2023 年 1 月 17 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

不良資産処理税制シリーズその の3: 不良資産に関する税務事 項の分析

Authors:

Yu, Natalie Na
Partner
Tel: +86 10 8520 7567
E-mail: natyu@deloitte.com.cn

Ru Zhang
Director
Tel: +86 10 8512 5478
E-mail: ruzhang@deloitte.com.cn

Xin, Vivi Aihua
Manager
Tel: +86 10 8512 4084
E-mail: cxin@deloitte.com.cn

経済回復の勢いが鈍化する中、世界は過去 100 年に類を見ない大変動に直面している。中国は全面的に改革を推し進めるという重要な段階にあり、マクロ経済面の挑戦に直面、金融業界に対する監督管理を強化し続けている。複数の圧力を受ける中、中国企業の財務レバレッジと資産負債比率が全体的に上昇、資金流動性の圧力が増大し、不良資産が増加傾向を示している。前回の金融政策による不良資産分離の時と比べ、新しい経済情勢と金融リソース配置のミスマッチ、リスク資産の増加、信用環境の変化などの要因がその背景に存在するため、関連する不良資産処理は、広範囲・長期サイクル・高難易度・複雑な税務処理といった特徴が見受けられる。従来型の資産管理会社（AMC）に監督管理制度の柔軟性不足及び資金投入のボトルネックが存在する中、民間資本による不良資産市場への参入は、業界の発展を促進する重要な原動力となっている。一方、民間資本が不良資産業界へ参入するにあたって、情報の非対称性や、法律・財税の知識面の障壁などの一連の挑戦に直面している。

不良資産処理税制シリーズその1とその2では、金融業界の租税政策に焦点を当てたが¹、本 Tax Analysis では、中国の不良資産市場の発展沿革とエコシステムについて振り返りながら、よく見受けられる不良資産処理モデルにおいて想定される投資主体の税務事項とその影響について概要分析を行う。

不良資産業界の発展及びその市場主体

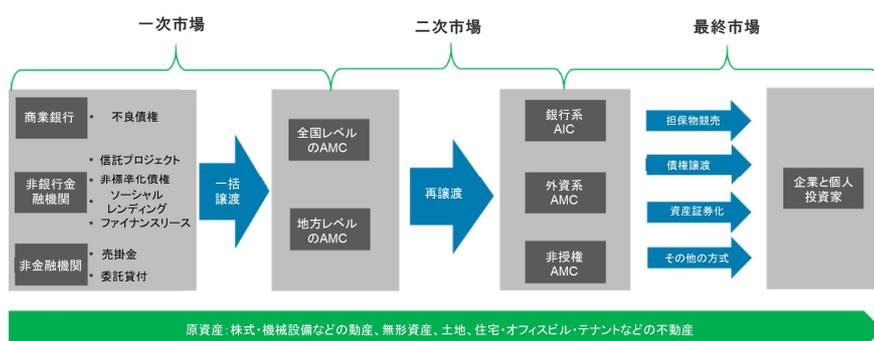
これまでの中国不良資産市場の発展は、大まかに「金融政策主導、準商業化、自主的商業化、不良資産譲渡取引の大規模化」の4つの段階に分けられる。過

¹ 不良資産処理税制シリーズその1: 金融業界における代物弁済による不良債権回収に関する新租税政策の分析
<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2022/deloitte-cn-tax-tap3622022-zh-221019.pdf>
不良資産処理税制シリーズその2: 金融機関の資産損失の損金算入に関する考察
<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2022/deloitte-cn-tax-tap3652022-zh-221206.pdf>

去 20 年における不良資産市場の発展に伴い、資産管理会社が政策主導型から商業化へと段階的にモデルチェンジを推し進めた結果、不良資産業界では「5+2+銀行系 AIC+外資系 AMC+N」という構造が形成された。その内、「5」は 5 つの全国レベルの大型資産管理会社を、「2」は各省レベル行政区が最大 2 つまで設立できる地方資産管理会社を、「銀行系 AIC」は大手国有銀行の設立した金融資産管理会社を、「外資系 AMC」は中国で不良資産処理業務に従事する外資系資産管理会社を、「N」は「中国銀行保険監督管理委員会による授權で設立された金融機関」に該当しない数多くの非授權 AMC（例：私募ファンド、P2P プラットフォーム、金融機関傘下の資産管理会社などの不良資産投資業務に従事する投資家）を、それぞれ指している。

不良資産業界のエコシステム

不良資産の運用に従事する上述の市場主体は、共同で不良資産業界のエコシステムを構築している。



商業銀行、非銀行金融機関、非金融機関は不良資産を評価した後、個別或いは一括の方式で全国レベルや地方レベルの AMC に公開取引で譲渡し、その過程で不良資産の一次市場が形成される。各種主体のうち、一般的に、全国レベルと地方レベルの AMC のみが不良資産の一次市場業務に直接参入でき、銀行系 AIC ・外資系 AMC ・非授權 AMC などのその他主体は不良資産の二次市場を通じて全国レベルや地方レベルの AMC から不良資産を引き受け、様々な方法（例：債務求償、債権譲渡、代物弁済など）でその処理・回収に取り組んでいる。

不良資産の主な処理方法及び税務上の考慮すべき事項

不良資産運用の主な収益モデルは、裁定取引の価格差や取得原価と譲渡所得の差額を通じて、資産割引による収益、資産価値の増加による収益、資産統合による収益などの形で収益を得ることである。実務上よく見られる不良資産処理方法として、直接求償、債権譲渡、債務再編、非貨幣性資産での債務弁済（代物弁済）、債転株（債権株）、資産証券化などが挙げられる。不良資産の処理方法の選択について、ビジネス視点からの検討のみならず、各処理方法を運用する際に想定される税務処理、税負担及び税務リスクについても十分に考慮する必要がある。

直接求償

直接求償の手段は主に返済の直接催促や、訴訟、第三者への委託、破産による求償を含む。直接求償の場合、税務処理はより簡単で直接的なものとなっている。投資家が債権を引き受けた後、直接求償によって債権回収を行う場合、企業所得税上、債権の取得原価と回収金額との比較を行い、状況に応じてその差額を課税所得額への計上或いは損金算入を行う必要がある。

直接求償の過程において、資産損失の損金算入は投資家の留意すべき税務上の課題である。破産による求償を例に挙げると、実務上、破産による求償には低

For more information, please contact:

Tax & Business Advisory
Business Tax Services
National Leader/Northern China
Andrew Zhu
Partner
Tel:+86 10 8520 7508
E-mail: andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China
Jeff Xu
Partner
Tel:+86 21 6141 1278
E-mail: jexu@deloitte.com.cn

Southern China
Raymond Tang
Partner
Tel:+852 2852 6661
E-mail: raytang@deloitte.com.hk

Western China
Frank Tang
Partner
Tel:+86 23 8823 1208
E-mail: ftang@deloitte.com.cn

債権回収率、長い手続所要時間などの特徴があり、通常、大きな資産損失が想定される。企業が資産損失について損金算入を申告する際、損金算入処理の発生時点に十分に留意し、人民法院による破産・清算公告などの資料を入手し、検査に備えることが推奨される。

債権譲渡

投資家は、取得した不良資産を外部に直接譲渡して処分できる。譲渡方式は競売、競争譲渡、協議譲渡などを含む。債権譲渡の場合、企業所得税上の処理に関する争議は少ない。また、直接求償と類似し、投資家は企業所得税上、債権の取得原価と債権譲渡によって回収した金額との比較を行い、状況に応じてその差額を課税所得額への計上或いは損金算入を行う必要がある。

ただし、債権譲渡の増値税処理を巡って、下記の内容について異なる見解が生じる可能性がある。債権譲渡は増値税課税行為に属するか？ 増値税課税行為に属する場合、「その他の権益性無形資産の譲渡」と「金融商品の譲渡」のどれとして処理すべきか？ 実務上、投資家は事前に所轄税務当局に問い合わせ、実務を確認することが推奨される。

債務再編

ここでいう「債務再編」は狭義の概念であり、主に債務者の未返済元金の減少またはその他債務条件の修正（例：返済期限の延長、返済期限の延長に伴う利息の増加、減少など）を指す。投資家の視点から、債務者の未返済元金の減少または借入金利息の免除を行う場合、関連する損失に対する企業所得税上の処理について考慮する必要があり、資料を保管し検査に備える必要がある。また、利息の受取に関わる場合、企業所得税と増値税上の影響（例：利息返済期限超過の未回収利息収入に対する企業所得税上の取り扱い、増値税納税義務の発生時点など）についても考慮する必要がある。

債転株（デットエクイティスワップ）

債権者が保有する債権を債務者の株式へ転換することは、実務上よく見られる不良資産処理方法の一つである。債転株の各段階において、投資家（債権者）に下記の税務事項が発生する可能性がある。

- 株式転換段階：
- ü 企業所得税上の一般性税務処理・特殊性税務処理の選択と分析
 - ü 債転株の前に利息が発生する場合の企業所得税と増値税の納税義務分析
 - ü 株式譲渡契約書などの課税文書（ある場合）にかかる印紙税の税務処理など
- 株式保有段階：
- ü ハイブリッド投資に対する企業所得税上の性質（「持分」と「債権」のどれに該当するか）の判断
 - ü 株式保有期間における投資収益にかかる企業所得税と増値税の納税義務分析など
- 退出段階：
- ü 株式譲渡による譲渡益（損）にかかる企業所得税関係の税務処理
 - ü 譲渡対象である株式は増値税上の「金融商品」に該当するか否かの分析
 - ü 株式譲渡契約書などの課税文書にかかる印紙税の税務処理
 - ü 「株式譲渡が実質的に不動産譲渡に該当する」と認定されることで生じる土地増値税の課税リスク分析など

非貨幣性資産での債務弁済（代物弁済）

ここでいう「代物弁済」とは、本来の金銭給付に代えて不動産または動産などの非現金資産を給付することにより債務を消滅させる方式である。その内、不動産は主に建物、土地及び建設中プロジェクトを含むが、動産は通常、債務者の生産・経営における原材料、機械設備、半製品、完成品などを含む。代物弁済は実務上よく見られるアレンジであり、例えば、不動産企業では、「建物による代物弁済」（即ち、不動産企業が建設中または竣工済みの建物を債務弁済に充てること）がよく見られる。建物による代物弁済の各段階において、投資家（債権者）に下記の税務事項が発生する可能性がある。

- 建物引受段階：
- ü 債務弁済による損益にかかる企業所得税の税務処理
 - ü 引き受けた不動産にかかる印紙税、契税の税務処理など
- 建物保有段階：
- ü 建物の賃貸料所得にかかる企業所得税の税務処理（賃貸料所得の認識、減価償却費の損金算入など）
 - ü 賃貸料所得にかかる増値税の税務処理
 - ü 不動産賃貸契約書にかかる印紙税の税務処理
 - ü 保有する建物にかかる不動産税、都市土地使用税の税務処理など

- 建物譲渡段階:
- ü 建物譲渡による譲渡益（損）にかかる企業所得税の税務処理
 - ü 建物譲渡にかかる増値税、土地増値税の税務処理
 - ü 建物譲渡契約書などの課税文書にかかる印紙税の税務処理など

司法競売

司法競売は特殊な代物弁済の一種と見なすことができる。実務上、債務者が不動産を抵当に入れることで債権を担保することがよく見られるアレンジであり、債務者が債務を弁済できない場合、抵当不動産を競売に掛けることが、現実的な債権処理方法の一つとなっている。強制執行措置としての司法競売は人民法院の主導で行われ、現状、主にオンライン競売と、競売機関への委託という2つの方法が採用されている。

司法競売において想定される税務事項は通常の代物弁済と類似するが、細部に差異が存在する可能性がある。例えば、実務上、司法競売の成約価格は通常、税務機関から質疑を受けにくい。一方、当事者間の協議に基づく代物弁済予約の場合、「対象資産の成約価格がその公正価値より顕著的に低く、かつ正当な理由がない」という質疑をより受けやすく、納税者は抗弁のためにより多くの事前準備が求められる。

なお、司法競売の実務上、「抵当資産の買い手は、もともと債務者が負担すべき競売関連の租税公課を負担することで、その経済的負担が増加し、さらには、租税公課の損金算入や、増値税の仕入税額控除が認められないリスクが発生するケース」がよく見られる。

不良資産証券化

不良資産証券化とは、資産担保証券の発行を通じて不良資産を処理する新しいモデルであり、主に不良債権の証券化と代物弁済資産の証券化を含む。基本的な仕組みとして、債権者が不良債権または代物弁済資産を特別目的事業体（SPV）に一括譲渡し、SPVが当該資産によってもたらされる将来のキャッシュフローを裏付けるとして資産担保証券を発行する。不良債権の証券化を例に挙げると、証券化の過程において債権者はSPVに不良債権を譲渡する必要があり、通常、企業所得税、増値税、印紙税などの納税義務が発生する可能性がある。前述した債権の譲渡と同様に、譲渡された不良債権が金融商品としての属性を持つか否か、その譲渡行為に対して増値税を計算し納付する必要があるか否かは、現在の実務において、論争の焦点になっている。

考察とアドバイス

不良資産処理業界はサプライチェーンが長く、考慮すべき税務事項が数多く存在しかつ複雑であるため、不良資産処理に従事する際は、業務の各段階における税務上の影響に留意する必要がある。税務コストがプロジェクトの損益状況を大きく左右するキーポイントになるケースも想定される。不適切な税務処理、或いは影響要因を網羅的に考慮していない税務処理を行った場合、資産処理や債権回収の過程で大きな税負担をもたらすことで、債権回収率に大きく影響するか、ひいては損失を引き起こす可能性がある。従って、関連する市場主体は不良資産を取得・処理する過程において、税務事項に留意し、正確な計算と慎重な処理を追求すると同時に、必要に応じて専門機関にアドバイスを求めることが推奨される。

不良資産処理税制シリーズその1とその2、及び本 Tax Analysis で説明したように、不良資産処理業務の各段階に適用される租税政策は、その運用上、明確にされていない事項が多く存在している。以下では、不良資産の取得、処理・回収、譲渡の段階でよく見受けられる税務争議をまとめた。

不良資産の取得

- 1.不良債権の課税標準は個別資産単位で計算すべきか、資産パッケージ単位で計算すべきか？ 個別資産単位で計算する場合、税務上認められるコスト配分方法は何か？
- 2.担保アレンジが存在する場合、取引は譲渡者への融資と見なされるべきか？ YES の場合、AMC は今後、取得原価以上の収益に対して、利息として納税する必要があるか？

不良資産の譲渡

- 1.資産パッケージに含まれた各個別資産による収入と欠損は直接相殺できるか？
- 2.譲渡損が発生した場合、どのように損金算入を行うべきか？ 「複数の資産からなるパッケージの譲渡損」向けの損金算入規定は適用可能か？ 適用要件と書類規定は？
- 3.不良債権の譲渡は、増値税課税行為に該当するか？

不良資産の処理・回収

- 1.現行規定では、金融企業は、利息返済期限を 90 日以上超過した認識済み未回収利息収入に対して、企業所得税上、当期の課税所得額から控除でき、かつ一定比率に基づき、貸倒引当金に繰り入れることが認められる。AMC は類似の待遇を享受することができるか？
- 2.不良資産処理・回収による収益は、貸付金利として増値税を納付すべきか？ YES の場合、元債権の元本の超過額を利息にすべきか？ それとも取得原価の超過額を利息にすべきか？ 元本と利息の返済優先順位はどのように決定すべきか？

上述した税務争議は、不良資産処理に従事する投資家にとって、税務管理を難しくする課題となっている。関連主体は積極的に専門機関や税務当局に相談し、租税政策と実務動向を適時且つ正確に把握することで、コスト面で合理的にタックスプランニングを行い、必要に応じて合理的な要望を当局に積極的に伝え、租税優遇措置を十分に活用し、適切なリスク対応措置を講じることが推奨される。

一方、各行政機関では、不良資産処理に関する政策（例：財政部、国家税務総局による 31 号公告は、代物弁済不動産・資産の取得と処理にかかるコストの軽減に寄与することが期待される。具体的には、Tax Analysis「不良資産処理税制シリーズその1」を参照されたい）を積極的に整備する動きが見られる。不良資産処理業界の健全かつ持続可能な発展を促進するために、民間資本による不良資産処理への参入に資するより多くの利便化措置が打ち出されることが期待される。デロイトは、引き続きこれらの政策の動向に留意すると同時に、私どもの考察とコメントを適時にご提供いたします。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li
Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
E-mail: vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiaoli Huang
Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
E-mail: xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang
Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
E-mail: mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang
Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
E-mail: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
E-mail: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

China National Tax Technical Centre

E-mail: ntc@deloitte.com.cn

National Leader Partner/ Northern China

Julie Zhang
Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
E-mail: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu
Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
E-mail: kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang
Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
E-mail: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung
Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0115
E-mail: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Chik, Doris Wai Chi
Director
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2543 4647
E-mail: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

华北地区

北京
浦野 卓矢
Partner
Tel: +86 10 8512 5524
Email: turano@deloitte.com.cn

华东地区

上海
板谷 圭一
Partner
Tel: +86 21 6141 1368
Email: kitaya@deloitte.com.cn

华东地区

上海
中野 隆正
Senior Manager
Tel: +86 21 3313 8800
Email: tnakano@deloitte.com.cn

华南地区

广州
左 迪
Partner
Tel: +86 20 2831 1309
Email: ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk